

# 一般社団法人豊島区看護師会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人豊島区看護師会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、豊島区内で地域医療・保健・福祉に関わる看護職である保健師、助産師、看護師、准看護師のネットワークを広げ、協力し合える体制を築き、関係機関や関係職種と適切に連携を図り、豊島区民の健康の維持増進、保健福祉の向上に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 地域医療・保健・福祉に関わる関係機関及び関係職種との連携
- (2) 看護職の資質向上のための研修会、講演会の実施
- (3) 地域医療・保健・福祉に関する知識の啓発と普及
- (4) 地域医療・保健・福祉に関わる人材育成と人材確保
- (5) 地域医療・保健・福祉に従事する者の福利厚生に関する事業
- (6) 地域住民の保健福祉に関する事業
- (7) 地域医療・保健・福祉に関する調査研究
- (8) 学生、社会人に対する地域医療・保健・福祉に関する進路相談事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項各号の事業は、本邦において行うものとする。

(公 告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって掲示ができない場合、公告は電子公告により行う。

## 第2章 会 員

(会 員)

第6条 この法人の会員は正会員と賛助会員とし、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 正会員は、豊島区内に在勤、在住又は豊島区内で勤務経験のある保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を有する者（以下、看護職という。）で、この法人の目的に賛同した者。
- (2) 賛助会員は、この法人の事業目的に賛同する法人又は個人。
- (3) その他、理事会で正会員又は賛助会員として認められた者。

2. 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員とする。

#### (入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、事務局に所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

2. 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会 費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、年会費を徴収するほか、イベントごとに会費を徴収する。

2. 金額については理事会にて、決定する。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- (1) 正会員（以下、社員という。）が看護職の資格を喪失したとき。
- (2) 死亡、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

第11条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によりその会員を除名することができる。

2. この法人の会員が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの)であることが判明した場合又は反社会的勢力との関与が明らかになった場合も前項の規定を適用する。

3. 会員を除名しようとするときは、あらかじめ、その会員に除名の理由を通知し除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所、正会員、賛助会員の別を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 社員総会は、社員をもって構成する。

2. この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(社員総会の決議事項)

第15条 社員総会は、次の事項を審議し、決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事と監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散と残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項と招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3. 社員総会を招集するには、社員総会の日々の2週間前までに、社員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

4. 前項の書面による通知の発出に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議決権)

第18条 各社員は、各1票の議決権を有する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理人、書面、電磁的方法による議決権の行使)

第20条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、他の社員を代理人とする方法、又は第17条第1項の理事会の決議で定められたときは書面若しくは電磁的方法により、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において、前条の規定の適用については当該社員を出席したものとみなす。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、社員総会において出席した社員の中から選任する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領とその結果を記載し、議長、代表理事及び当該社員総会で選任された議事録署名人1名がこれに記名押印しなければならない。

2. 議事録は社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 4名以内

2. 理事のうち、1名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定するに規定する代表理事とし、2名を副代表理事とし、副代表理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事は、社員の中から選出し、理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事1名及び副代表理事2名は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. この法人は、理事のうち親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等）の数が理事の数のうちに占める割合が3分の1を超えることができない。監事についても同様とする。

4. 全ての理事について、公益法人を除く他の同一の団体の理事、使用人及びこれに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5. 監事には、この法人の理事、その親族、その他特別の関係がある者及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後において、役員が欠けた場合又は第23条に定めるその員数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、この法人の業務を執行し、事務局長は、事務局を統括する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事、副代表理事の選定及び解職
- (2) 業務の分担とその執行
- (3) 社員総会の開催の決定
- (4) 予算と決算の承認
- (5) 基本財産と基金の管理運用の決定
- (6) 会員の入会の承認
- (7) 理事の職務の執行の監督
- (8) その他必要な事項

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を示して代表理事に対し招集の請求

をすることができる。請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集することができる。

4. 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的とその内容ならびに日時と場所を示して通知しなければならない。

5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は代表理事とする。代表理事が欠席の場合は当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3. 監事は、理事会に出席して意見を述べるができるが、議決権を有しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 委員会と事務局

(委員会)

第36条 この法人に、委員をもって構成される委員会を置くことができる。

2. 委員は、理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。

3. 前項の規定にかかわらず、特別委員会及び選挙管理委員会の委員については、社員総会の決議を経て社員の中から代表理事が委嘱する。

4. 特別委員会及び選挙管理委員会については別に定める規則により定める。

(職員、嘱託)

第37条 この法人の事務を処理するために、職員、嘱託を置くことができ、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 前項の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織と運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に社員総会の日から5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人(株式会社を除く)、認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)等、は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 雑 則

(権利の承継)

第42条 この法人設立後に、権利能力なき社団豊島区看護師会に属する権利義務の一切はこの法人が承継する。

(定款変更)

第43条 この定款を変更するには、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成決議がなければこれを改正することはできない。

(解散)

第 44 条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成決議とその他法令で定められた事由により解散する。

(細則)

第 45 条 この定款に定めるもののほか施行に関し、必要な規則又は細則は、理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第 46 条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。